

審議のまとめ（骨子案）

1. はじめに

- ・ 高大接続システム改革会議最終報告（平成 28 年 3 月 31 日）等において示された、入学者選抜改革の基本的な考え方を踏まえて、各大学の入学者選抜においては、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」という学力の 3 要素を多面的・総合的に評価するもの（以下「多面的・総合的評価」という）に改善するために、学力検査だけでなく、それ以外の小論文や面接、資格・検定試験の成績や個々の活動歴などを評価するなど、多様な取組が進められているところである。
- ・ また、新学習指導要領下での学習評価及び指導要録の見直しを踏まえるとともに、令和元年 12 月に学校の働き方改革の法案が成立したことを受けた教員の負担軽減の観点も十分考慮しながら、令和 6 年度に実施される新学習指導要領に対応した最初の個別入試に向けた調査書の在り方等について、新たに検討を行う必要がある。

2. 大学入学者選抜における多面的・総合的な評価について

(1) 大学入学者選抜における多面的・総合的な評価の在り方について

多面的・総合的評価を行う意義

- ・ 多面的・総合的評価を推進することについては、志願者の大学入学後の学びについての理解を深め、志願者と大学との相互選択を促進し、入学後の教育につなげて留年や退学を回避させることが可能となるなど、志願者と大学の双方に積極的な意義があることが指摘されており、こうした意義について、高等学校・大学関係者の共通理解を図っていくことが必要である。
- ・ そのため、これまでの高大接続改革の趣旨を踏まえて、各大学の入学者選抜について、引き続き学力の 3 要素を多面的・総合的に評価するものに改善することが重要である。

多面的・総合的評価に当たっての留意事項

- ・ 総合型選抜では志願者本人が記載する資料や面接等を、学校推薦型選抜では調査書、推薦書を、主たる評価資料・方法にしつつも、大学教育を受けるために必要な「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」も適切に評価するため、各大学が実施する評価方法（小論文、資格検定試験の成績等）又は大学入学共通テストのうち少なくともいずれか一つを必ず活用することを必須としており、これらの選抜は、多面的・総合的な評価を丁寧に時間をかけて行う点において、一層重要な役割を有することが期待される。
- ・ また、一般選抜については、大学の規模や設置形態、学部・学科等によっては、志願

者数や入試業務の制約から、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」の評価に比重を置き、学力検査や小論文などが中心の評価方法となることも想定されるが、その場合であっても、例えば、希望する志願者に高等学校での活動・実績を通して身に付けた能力・スキルや経験が大学入学後の学習にどう活かせるか等を簡潔に記載した資料の提出を求めて選抜の一部として活用している事例があり、このような事例を参考として取り組むことなどが考えられる。

- ・多面的・総合的評価を行うに当たっての学力の3要素の重み付けは、各大学のアドミッション・ポリシーや選抜区分によって、志願者のどういう能力を特に重視して評価したいのかにより異なり、また評価方法も様々である。
- ・仮にすべての選抜区分で学力の3要素を必ず同程度の重み付けで評価しようとするれば、各大学の規模や志願者数等にかかわらず、同じ評価資料や評価方法を用いなければならない、かえって各選抜区分の特性が失われ、選抜が画一化するおそれがある。
- ・このため、各大学においては、各選抜区分の特性に応じた形で多面的・総合的評価を行うための工夫を凝らしながら、それぞれの実情に合った方策から取り組むことが重要であり、その際、各大学はそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づき、志願者のどういう学力を、どの資料を用いて、どのような方法で評価するのかをこれまで以上に明確にした上で、募集要項等において公表することが必要である。
- ・なお、各選抜区分の特性については、現行の大学入学者選抜実施要項における整理や表記では分かりにくい面もあることから、今後「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」において、上述した点に留意しながら、高等学校・大学関係者等による検討がなされることを期待したい。
- ・また、全ての志願者に対して多面的・総合的評価を行うためには、入試日程を見直す必要があるのではないかとといった指摘があるものの、入試日程の変更は大学入試全体の仕組の在り方にも関わるため、本協力者会議では、現行の選抜区分（一般・総合型・学校推薦型）と入試日程を前提として取りまとめを行うものとする。

（2）志願者の「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を評価することについて

「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を評価することの考え方

- ・大学入学者選抜実施要項においては、志願者の「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を入学者選抜において適切に把握するよう十分留意するとしており、各大学のアドミッション・ポリシー、学部・学科等や選抜区分の特性に応じて、調査書や入学希望理由書、活動報告書、面接などにより評価することとされている。
- ・その際、主体性・多様性・協働性という要素に分けて、それぞれを評価したり、「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」のみを取り出して評価する選

抜を推進するというよりも、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」と合わせ、多面的・総合的な評価を推進することを明確にし、高等学校・大学関係者の共通理解を図っていくことが必要である。

- ・多面的・総合的な評価を行う際に評価しようとする「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」とは、各大学のアドミッション・ポリシーにより、普段の学習場面での態度もあれば、学校の教育活動外の活動での態度を含む場合もあるが、各大学はアドミッション・ポリシーに基づき、評価しようとする「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を定義し、明らかにする必要がある。
- ・また、「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」を評価することについては、合否判定への活用の方法によっては、高校生にとって過度な動機付けになり、逆に主体性を損なう恐れがあるのではないか等の懸念を払拭するために、生徒が取り組んだ活動の成績や結果だけでなく、生徒が様々な活動に取り組んだ目的と、それを達成するまでの過程も併せて評価することが重要である。

調査書や志願者本人記載資料の活用

- ・高等学校で大学に提供できる個々の生徒の「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」とは、普段の学習場面での態度であることから、学校の教育活動外の個々の活動に取り組んだ事実や成果の詳細については、原則として各大学の求めに応じて、志願者自身が入学希望理由書、活動報告書などの志願者本人記載資料やポートフォリオなどにより直接大学に提出することが適当である。

(3) 志願者が経済的な条件等に左右されず等しく多面的・総合的な評価の機会を得ることができるような評価の方法等について

- ・多面的・総合的な評価を行うに当たっては、志願者がそれまで取り組んだ活動を通して得られた経験を評価対象とする場合があるが、多様な経験の機会が得られるかどうかについては、志願者の経済的な状況や居住地に左右されるとの指摘や、また評価基準が多様になることで、出願に向けた準備としての活動の負荷が増えるとの指摘もあることから、評価をする際には、こうした課題への配慮が必要である。
- ・各大学において志願者が経済的な条件や地理的な条件等に左右されない多面的・総合的な評価の方法について検討するに当たっては、それぞれの大学の規模、設置形態、学問領域、地域性、建学の精神、人材育成の目的等によって評価基準に関する考え方が異なると想定される。
- ・志願者本人の努力では解決できない経済的な条件や地理的な条件等に左右されないための措置を導入する場合、その基本的な考え方として、①経済的・地理的な不利等がある志願者でも、そうした客観的事実に配慮した選抜を行うこと、②経済的・地理的な不利等がある志願者でも、高い評価を得られる活動等を評価の対象にして

選抜を行うことの大きく2つの観点に基づいて、教育の機会均等の実現を図ることを目的として、評価方法等を社会的な要請に照らしながら検討することが考えられる。

- ・その際、志願者の背景等を全般にわたって詳細に確認することはその取り扱いに関して社会的な共通理解が十分に形成されていない面があることから、各大学において、まずは経済的条件、地理的条件に焦点をあてて検討することが考えられる。
- ・また、このような措置を導入する場合は、その趣旨や方法について社会に対し合理的な説明ができること、志願者の入学後の教育に必要な学力を確保することが前提として求められる。加えて、入学者選抜の公平性への配慮の観点から、総合型選抜や学校推薦型選抜等の特別選抜の一部として選抜を行うことも考えられる。その際、地域枠や児童養護施設入所者を対象とした選抜などを既に主体的に行っている大学の事例を参考にすることが考えられる。

3. 調査書の在り方及び電子化手法の在り方について

(1) 次期学習指導要領下での調査書の在り方について

- ・調査書は指導要録に基づき作成するという原則や、学校の働き方改革を受けた負担軽減の観点も踏まえると、新しい高等学校学習指導要領の下での調査書の様式は、平成31年3月に示された新しい指導要録の参考様式で簡素化された部分はそれに合わせて簡素化するなど、以下のとおり指導要録の様式と整合性をとる方向で見直すことが適切である。
- ・この場合も、大学はあらかじめ、志願者に対して何を求め、どのような方法で評価するかをこれまで以上に明確にした上で、募集要項等において公表にすることが必要である。
 - ▷「特別活動の記録」の内容は、文章記述を改め、各学校が設定した観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入することとする。
 - ▷「指導上参考となる諸事項」の内容は、要点を箇条書きするなど、その記載事項を必要最小限にとどめることとする。その際、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、原則として、学習指導等を進めていく上で必要であるとして、精選して指導要録に記述していた内容を元に記入することとする。
 - ▷「備考欄」の内容については、大学や学部ごとに異なる内容を求められるのは相当の負担である、といった意見などがあることを踏まえ、志願者本人が調査書以外の資料で直接大学に提出することとする。
 - ▷「学習成績の状況」については、科目の成績とその単位数があれば必要に応じて加重平均等の計算が可能であることを踏まえると、調査書には現行どおりの単純平均を記載し、大学の活用に委ねることとする。

(2) 調査書における観点別学習状況の評価の取扱いについて

- ・大学入学者選抜において、高等学校における観点別学習状況の評価を活用することについて、大学側には、教科の中で学習に向かう主体性を評価することが可能となるのではないかと期待がある。
- ・他方、高等学校における観点別学習状況の評価の取組状況や、大学入学者選抜における観点別学習状況の活用手法が確立されていないこと等も踏まえると、観点別学習状況の評価を調査書に記載し、大学入学者選抜において直ちに活用することには慎重な対応が求められる。
- ・また、調査書に観点別評価を求めると、例えば評価結果を単純に点数化するなど形式的な活用となる恐れを払拭できない、観点別学習状況の評価を適切に活用するためには、大学は各高等学校の運営方針、求める資質・能力、観点別学習状況の評価の考え方などを把握することが必要であるといった指摘もある。
- ・このため、令和6年度に実施される入学者選抜において使用される次期学習指導要領の下での新しい調査書の様式に、指導要録の参考様式に追加された各教科・科目の観点別学習状況の項目を直ちに設けることはせず、今後の高等学校における観点別学習状況の評価の取組の浸透や確立の状況、大学における観点別学習状況の活用ニーズや評価方法の検討の進展等を見極めつつ、条件が整い次第可能な限り早い段階で調査書に項目を設けることを目指し、引き続き高等学校・大学関係者において検討を行うこととする。
- ・検討に当たっては、教育委員会、高等学校、大学等が協働して、大学入学者選抜における観点別学習状況の活用手法等について実証研究に取り組み、その成果を普及していくことなどが考えられる。

(3) 調査書の電子化の在り方について

- ・調査書の電子化については、志願者、大学双方にとって入試事務の効率化、省力化に資するものであり、学校の働き方改革の観点も踏まえつつ、速やかな完全電子化を目指すべきである。その際、公益性を有すること、安全性を確保すること、利便性を向上させることの3つの条件を満たすことが必要である。
- ・電子化に当たっては、指導要録の電子化と一体的に進める必要があるとの意見や、運用開始時には、全ての高等学校・大学で一斉に電子化すべきといった意見があった。現在の公立高等学校における統合型校務支援システムの導入状況は約79%であり、大学入学者選抜における電子出願が可能な選抜区分は、一般選抜では約90%、総合型選抜では約56%、学校推薦型では約58%であるが、より実効性のある調査書の活用の実現を図るためには、統合型校務支援システムや大学入学者選抜における電子出願の更なる導入を促進しつつ、それらと連動する形での調査書の電子化を進

めていく必要がある。

- その際、特定の電子化の計画のみを検討するよりも、政府全体のデジタル化の動き等にも柔軟に対応できるように様々な可能性を追求しておくことが必要であり、複数の実装方法を検討すべきと考える。